

会議所のうごき
Monthly Topics
マンスリートピックス
2010.1/21 ▶ 2010.2/20

**技能五輪まで
1000日**

2012年10月に諏訪市や松本市で開催する技能五輪長野大会の1000日前を記念



技能五輪公式キャラクター「わざまる」と有賀会頭

して1月29日、諏訪市役所でカウンタダウンボードの除幕式が行われた。

技能五輪大会は、23歳以下の若い技能者たちが技術レベル日本一を競う大会で、長野市で開催されるアビリンピックは障害者による全国技能大会。諏訪市では、旧東巴跡地や文化センター、セイコーエプソン本社で造園や抜き型、旋盤、グラフィックデザイン、石工などが行われる。

当所は、事業承継を進める上で必要な知識、後継者選定後の手続き等を学ぶため、公認会計士の海生裕明先生を講師に招き2月9日に事業承継セミナーを開催。22名が参加した。



海生先生は、絶対失敗しない後継者の育成方法について解説した

**円滑な事業承継
に向けて**

**就職面談会に
110名**

厳しい経営環境を好機と捉え良い人材を採用しようと、1月28日に諏訪エリア（諏訪市・茅野市・富士見・原）の労務対策協議会や商工会議



2011シーズンは学生にとって最も厳しい年となる

所・商工会、行政が連携して一般求職者向けの就職面談会を開催した。

厳しい状況を反映して参加企業は10社。求職者は110名、うち38名が3月に卒業する学生だった。

また、2月12日には諏訪地域労務対策協議会主催による平成23年4月の新卒者の採用を目指す「諏訪地域合同就職説明会」が行われ、企業53社、127名の学生が参加した。近年では最も厳しい雇用情勢の中、企業を積極的に訪問する学生の姿が目立った。

諏訪地域労務対策協議会では、今後平成23年新卒採用向けの合同説明会を4月14日東京で開催する。

諏訪公共職業安定所からのお知らせ

新卒者体験雇用事業のご案内

就職先が未決定の新規学卒者を、**体験雇用（31日間・有期雇用）**として受け入れる事業主の方に、**新卒者体験雇用奨励金（対象者1人につき月額8万円）**を支給します！

当事業は、就職先が未決定の新規学卒者の方を対象に、体験的な雇用機会を設けることにより、就職先の選択肢を広げるとともに、求職者と事業主との相互理解を深め、その後の正規雇用への移行を促進するものです。

※当事業は、平成22年度限りの時限措置です。

※体験雇用終了後の正規雇用への移行は、他の雇入れ助成金の支給対象にはなりません。

体験雇用事業の対象者

次の①、②のいずれにも該当する者のうち、正規雇用の実現や雇用機会の確保のためには、体験雇用を経ることが適当であると安定所長が認める者

①平成21年10月から平成22年

9月末までに卒業した者で、雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者

②ハローワークに求職登録を行い、就職先が未決定の者

※平成23年3月末までに体験雇用を開始した対象者が奨励金の支給対象となります。

体験雇用の内容

①ハローワークに体験雇用求人登録する必要があります。

②体験雇用は31日間の有期雇用です。

※体験雇用の開始日は卒業日の翌日以降となります（ただし、中学生については、労働基準法第56条第1項の規定により、4月1日以降となります。）

※労働基準法等の労働関係法令に基づき、対象者との間で有期雇用契約を結び、賃金を支払います。

③体験雇用開始の日から10日以内に「体験雇用実施計画書」の提出が必要です（提出に当たっては、対象者の同意を得る必要があります）。

※体験雇用期間中の賃金、労働時間等については、体験雇用の開始に当たり安定所に提出いただく「体験雇用実施計画書」において、予め定めていただく必要があります。

なお、体験雇用期間中の労働時間は、原則として、事業所の通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度（30時間を下回らない）です。

※「体験雇用実施計画書」に定めていただくことになる「正規雇用へ移行するための要件」を対象者が満たした場合は、特段の事情が無い限り、体験雇用終了後には正規雇用に移行することになります。

④体験雇用終了日の翌日から起算して1か月以内に「体験雇用結果報告書兼新卒者

体験雇用奨励金支給申請書」の提出が必要です（提出に当たっては、対象者の同意を得る必要があります）。

⑤審査終了後、対象者1人当たり8万円の奨励金を支給します。

支給対象事業主となる要件

- ① 安定所の紹介により対象者を体験雇用として雇入れ、体験雇用を実施した事業主
- ② 安定所から体験雇用に係る職業紹介を受ける以前に、当該職業紹介に係る対象者を雇用することを約している事業主ではないこと
- ③ 雇用保険の適用事業の事業主であること
- ④ 体験雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日から体験雇用を終了した日までの間に、事業所で雇用する被保険者を事業主の都合により解雇等したことがない事業主
- ⑤ 体験雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日から体験雇用を終了した日までの間に、特定受給資格者となる離職理由によりその雇用する被保険者が3人を超え、かつ、当該雇入れ日における被保険者数の6%に相当する数を超えて離職させていない事業主
- ⑥ 体験雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間において、当該体験雇用に係る対象者を雇用したことがない事業主
- ⑦ 体験雇用を開始した日の前日から起算して1年前の日から当該体験雇用開始の日までの間に、当該体験雇用に係る対象者

を雇用していた事業主との資本金、経済的・組織的関連性等からみて新たに雇入れられたものとして奨励金を支給するに当たって適当でないことと判断される事業主以外の事業主

⑧ 奨励金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれかの保険年度において、労働保険料を納入していない事業主以外の事業主であること

⑨ 体験雇用を開始した日の前日から起算して3年前の日から奨励金の支給決定を行う日までの間に、不正行為により本来受けることのできない奨励金及び雇用保険法第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金の不支給措置を受けたことがない事業主

⑩ 体験雇用を実施する事業所において、労働関係簿（出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等）を整備・保管している事業主

⑪ 体験雇用期間中の体験雇用労働者に支払うべき賃金について、支払期日を超えて支払っていない事業主以外の事業主であること

⑫ 労働関係法令の違反を行っていることにより、適正な雇用管理を行っていることが認められないため奨励金を支給することが適切でない事業主以外の事業主であること

⑬ 安定所の紹介時点と異なる条件で雇入れた場合で、対象者に対し、労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象者から求人条件が異なることについて申出があった事業主以外の事業主

【お問合せ先】

諏訪公共職業安定所
TEL 02666(58)8609